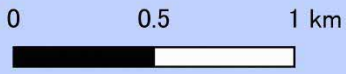


⑭尾幌鳥獣保護区特別保護地区区域図



尾幌鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定尾幌鳥獣保護区
尾幌特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 5 年（2023年） 7 月 4 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

尾幌鳥獣保護区尾幌特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署7林班ほからりまで、わ及びわ1の各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

尾幌鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年(1983年)に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 特別保護地区の区域に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 31ha

内訳

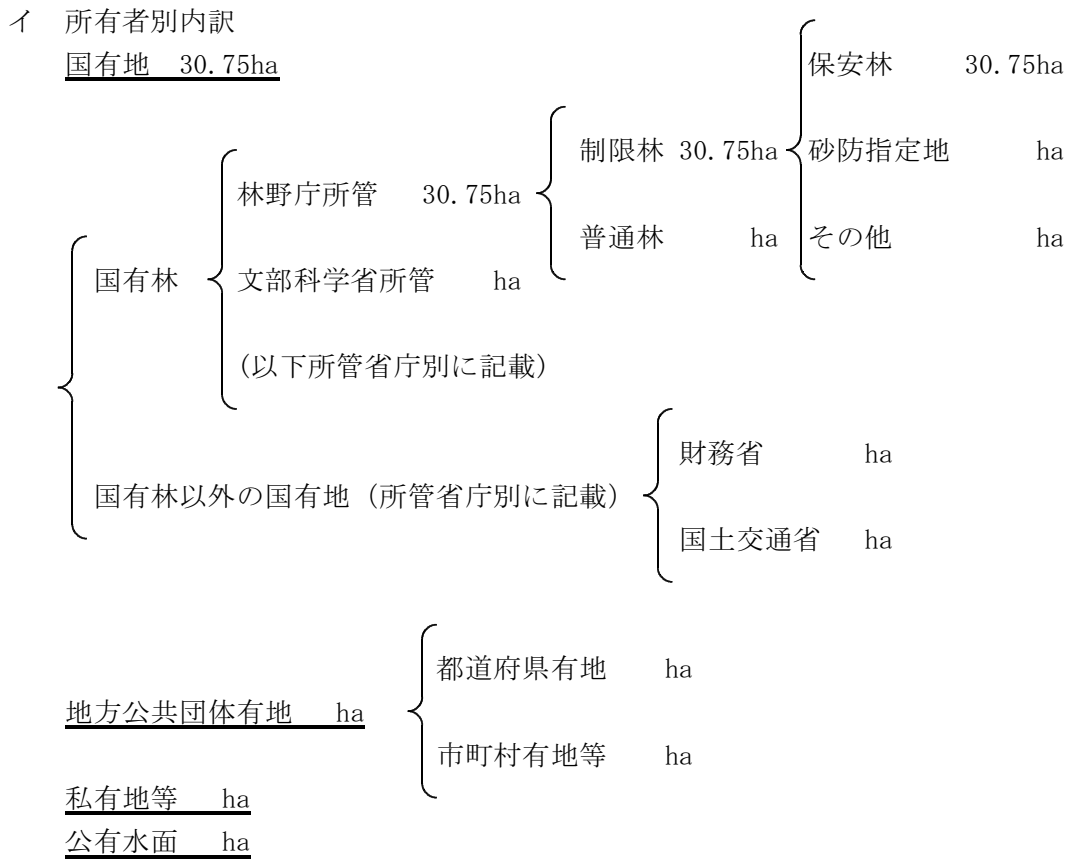
ア 形態別内訳

林野 30.75ha

農耕地 ha

水面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地 種 区 分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
自然公園法による地域 (厚岸霧多布昆布森国定公園)	30.75ha	第2種特別地域	30.75ha
森林法による地域	30.75ha	防霧保安林	30.75ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

釧路町の東端である厚岸湾に面した尻羽岬に位置する道指定尾幌鳥獣保護区のほぼ中央部に位置している。

イ 地形、地質等

半島上の標高約100m前後の台地状の地形である。

ウ 植生の概要

トマツ、カシワ、ミズナラ、エゾイタヤを中心とする樹種で構成された針広混交林であり、自然度の高い優れた林相を保っていることから、森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、アカゲラ、オオルリ等の森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R元年度	R2年度	R3年度	

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 2本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）